

令和5年11月定例会

~~~~~  
**総務委員会説明資料(その3)**  
~~~~~

徳島県警察本部

# 目 次

提出案件	.....	3
1 その他の議案	.....	3
(1) 条例案	.....	3
ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について	.....	3
イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	.....	5

## 提出案件

### 1 その他の議案

#### (1) 条例案

ア 徳島県地方警察職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正について

##### (ア) 改正の理由

令和5年10月10日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について改定を行う必要がある。

##### (イ) 改正の概要

#### a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正

##### (a) 給料表の引上げ改定

全ての給料表について、給料月額を引き上げることとした。

- ・行政職給料表：初任給を始め若年層に重点を置き、全世代で引き上げ
- ・その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に引き上げ

##### (b) 期末手当・勤勉手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の120」から「100分の125」に引き上げることとした。

また、12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の100」から「100分の105」に引き上げることとした。

(c) 期末手当・勤勉手当の配分の均等化

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の122.5」に配分を均等化することとした。

また、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を「100分の102.5」に配分を均等化することとした。

(d) 通勤手当の改定

交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度額及び運賃等相当額が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている「2分の1加算の限度額」に関する規定を廃止することとした。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(a) 期末手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の165」から「100分の175」に引き上げることとした。

(b) 期末手当の配分の均等化

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を「100分の170」に配分を均等化することとした。

c 施行期日

公布の日(a(c)及びb(b))については、令和6年4月1日)から施行する。

a(a)については、令和5年4月1日から、a(b)及びb(a)については、令和5年12月1日から、a(d)については、令和5年6月1日から適用する。

イ 徳島県会計年度任用警察職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(ア) 改正の理由

徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年徳島県条例第27号）の一部が改正され、期末手当及び勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用警察職員の期末手当について改定を行うとともに、地方自治法等の一部が改正されたことに鑑み、会計年度任用警察職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定める等の必要がある。

(イ) 改正の概要

a 徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の引上げ

12月期の期末手当の支給割合を「100分の127.5」から「100分の132.5」に引き上げることとした。

期末手当		6月期	12月期	年計
現行		1.275 <sup>月</sup>	1.275 <sup>月</sup>	2.55 <sup>月</sup>
改定後	令和5年度	1.275 <sup>月</sup>	<u>1.325</u> <sup>月</sup>	<u>2.60</u> <sup>月</sup>

b 地方自治法（昭和22年法律第67号）等の一部改正に伴う勤勉手当の支給に関する事項を規定

(a) 会計年度任用警察職員（任期の定めが6月以上の者等に限る。）のうち、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し勤勉手当を支給することとし、必要な事項を定める。

- (b) この条例の規定によるもののほか、会計年度任用警察職員の勤勉手当の支給については、常勤職員の例によることとする。(基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用警察職員への支給を除く。)
- (c) 勤勉手当の支給開始に鑑み、期末手当の支給については、常勤職員の例によることとする。

期末手当及び勤勉手当		6月期	12月期	年計
令和5年度 (改正後)	期末手当	1.275 <sup>月</sup>	1.325 <sup>月</sup>	2.60 <sup>月</sup>
	勤勉手当	-	-	-
	計	1.275	1.325	2.60
令和6年度以降	期末手当	<u>1.225</u> <sup>月</sup>	<u>1.225</u> <sup>月</sup>	<u>2.45</u> <sup>月</sup>
	勤勉手当	<u>1.025</u>	<u>1.025</u>	<u>2.05</u>
	計	<u>2.25</u>	<u>2.25</u>	<u>4.50</u>

c その他所要の整備を行う。

d 施行期日

公布の日(b及びcについては、令和6年4月1日)から施行する。

aについては、令和5年12月1日から適用する。